

第四十三号議案

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「八十六万二千円」を「八十六万四千円」に改め、同条第二項中「五十二万三千円」を「五十二万四千円」に、「四十二万九千円」を「四十三万円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会委員の給料等の額を改定する必要がある。